

くらしの安心情報

情報ファイル NO.43

平成20年7月10日

強引な勧誘により、半年分の新聞購読契約をしてしまった。1ヶ月購読したが、止めたい。

被害内容 【相談者 70代女性】

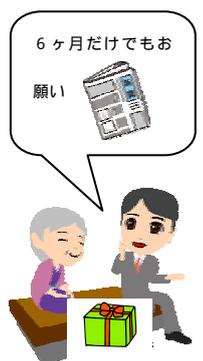
新聞勧誘員に、6ヶ月だけと購読を頼まれ、断ると、「1ヶ月で止めてもいいから契約してほしい。」と強引に勧誘されました。その際、景品として、洗剤3箱とビール券5枚を渡されて、しかたなく契約しました。その後、1ヶ月経過したので、販売店に購読を止めたい旨を伝えたところ、「最低3ヶ月は契約を続けなければならない。1ヶ月で止めるなら渡した景品代を払え。」と言われましたが、納得できません。

対処方法

新聞の訪問販売は特定商取引法の規制を受け、契約書面を受け取ってから8日間はクーリングオフができます。また、景品類の額は、公正取引委員会等により6ヶ月分の購読料の8%が上限とされています。

しかし、規制を超える高額な景品等を提供され、不本意な契約をして、クーリングオフ期間後に解約を申し出ると、販売店とトラブルになるケースが多くあります。

- ・ 今回の事例では、センターから販売店にセールストークの問題点等を申し入れたところ、解約が認められ、景品代も請求されないことになりました。
- ・ 景品につられて、長期間の購読や、何年間も先の購読契約は避けましょう。不要ならきっぱりと断りましょう。
- ・ もらった景品等については、通常は、購読料を支払った期間に応じて返還するのがよいでしょう。
- ・ 一人で悩まないで、早めに市町村窓口、消費生活センターにご相談ください。



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076-432-9233 (消費生活相談)

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)